

2000 年第 193 號法律公告

《〈2000 年火器及彈藥（修訂）條例〉（2000 年第 14 號）

2000 年（生效日期）公告》

本人現根據《2000 年火器及彈藥（修訂）條例》第 1(2) 條，指定——

- (a) 2000 年 5 月 26 日為該條例第 1、2、3、4、5、12、14、17、19、20(c)、24、25（新訂的第 46C 條除外）、26、27、28、29、30、31 及 32 條開始實施的日期；
- (b) 2000 年 6 月 28 日為該條例第 8(a) 及 (c)、9（新訂的第 12A(1) 條除外）、20(a) 及 (b)、21、25（只限於在該條根據 (a) 段尚未開始實施的範圍內）及 33 條開始實施的日期；
- (c) 2000 年 11 月 26 日為該條例第 6、8(b)、9（只限於在該條根據 (b) 段尚未開始實施的範圍內）、10、11、13、15、16、18、22 及 23 條開始實施的日期；及
- (d) 2001 年 11 月 26 日為該條例第 7 條開始實施的日期。

保安局局長

葉劉淑儀

2000 年 5 月 20 日